

国民健康保険に加入されている方へ 国民健康保険税が改正されました

問 医療年金課
国保年金グループ
☎内線1724~1727

国民健康保険において、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険税負担の公平を図る観点から、令和元年度からの国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました。また、経済動向等を踏まえ、軽減判定基準の所得を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図りました。

※令和元年度(平成31年度)国民健康保険税納税通知書は8月中旬に発送します。

◆賦課限度額 医療給付費(基礎課税額)分の課税限度額を引き上げました。

	改正前	改正後	増減
医療給付費(基礎課税額)分	58万円	61万円	3万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	0円(変更なし)
介護納付金分	16万円	16万円	0円(変更なし)

◆低所得者に対する保険税軽減措置の拡充

5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の所得基準額を引き上げました。

軽減割合	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+27万円5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割	33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者でなくなった方のことをいいます。今回、7割軽減の対象についての改正はありません。

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

インターネットやスポーツなどの興行チケットをインターネットで購入する際のトラブルが増加しています。事例のように公式チケット販売サイトと間違えて、チケット転売禁止のチケットで入場できないケースがあります。チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかどうかよく確認して購入しましょう。またチケットの売買は興行主が認めた正規のリセラーサイトを利用しましょう。

興行主の同意のない有償譲渡を禁止するチケット(特定興行入場券)を興行主の事前の同意を得ずに業として販売価格を超える価格で譲渡した場合に罰則の対象となる場合があります。

チケット不正転売禁止法が2019年6月14日に施行されました(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律)。

事例

インターネットでスポーツ観戦のチケットを購入するため検索し、公式チケット販売サイトと間違えてアクセスした。さらにそのサイトでチケットをクレジット決済で購入した。その後、自分がチケットを購入したサイトは海外のチケット転売仲介サイトで、購入したチケットは正規のチケット代金より高額であることがわかった。また公式の興行のサイトには「チケット転売仲介サイトで購入しないように」と記載されていた(30代女性)。

インターネットで興行チケットを 購入する際の注意!